

## 里山千年構想推進業務補助金

	補助対象経費	補助対象要件	補助対象者	補助金額	補助回数
1 薪ストーブ等購入補助事業	薪ストーブ、木質ペレットストーブの導入に要する経費（工事費含む）	原則として、設置後5年間は岐阜県内の森林から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用するもの	市内に住所を有する者で、不特定多数の市民等の利用が十分見込まれる商業施設等及び一般住宅に設置するもの	導入経費の2分の1以内の額ただし、1台あたり30万円を上限とする。	1世帯につき1施設1回とする。
2 里山資源活用団体補助事業	地域住民が一体となって林地残材を搬出し資源として活用する取組みで、搬出・運搬・生産に要する経費（機械購入含む。）	市内の森林において間伐施業等に伴い生じる木材等未利用材を有効利用すること。	市内に住所を有する者で構成される5人以上の団体	1団体あたり30万円とする。	1年度につき1回とする。
3 ヤギ除草のための間伐材柵設置補助事業	ヤギを活用した除草を実施するために間伐材を活用した柵の設置に要する経費（工事費含む。）	原則として、可茂森林組合圏内から搬出された間伐材を活用した柵を使用するもの。	市内の施設（一般住宅も含む。）に設置しようとするもので、かつ、市内に住所を有する者又は市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	間伐材柵原材料費10分の10の額 設置工事費2分の1以内の額 ただし、上記を合計して50万円を上限とする。	1世帯（法人その他の団体については、1補助事業者）につき1施設1回とする。
4 木育広場設置補助事業	岐阜県内から搬出された材（以下「県産材」という。）を使用して製作された木製品又は木育教材を有し、誰もが「木育」を体験できる屋内空間の設置に要する経費	概ね4.8㎡（約3畳）以上の広さが確保され、県産材を使った木製品（家具や仕切り、内装材等という。）又は木育教材（木のおもちゃ等をいう。）が設置されていること。	不特定多数の市民等が入り出ることが可能な市内の施設に設置しようとする当該施設の所有者	設置経費の2分の1以内の額 ただし、1施設あたり20万円を上限とする。	1施設につき1回とする。
5 木のおもちゃ購入補助事業	「木育」の取り組みを進めるために木のおもちゃの購入に要する経費	原則として購入する木のおもちゃは県産材とすること。	市内に住所を有する者	購入費用の2分の1以内の額 ただし、1万円を上限とする。	1世帯につき1回とする。
6 岐阜県立森林文化アカデミー入学奨学金事業	岐阜県立森林文化アカデミー卒業後、美濃加茂市が掲げる里山千年構想に基づいた事業（以下「里山再生事業」という。）の中核を担うことに意志を持って入学をする学生の授業料（年額）	森と木のエンジニア科又は森と木のクリエイター科に入学し、里山再生事業について学び、市内をフィールドとした研究を実施すること。	市内に住所を有する者で、卒業後に市内で3年間以上里山再生事業に携わることができる者	授業料（年額）の2分の1以内の額	1年度につき1回とする。